

指 名 停 止 措 置 簿

商 号 又 は 名 称	有限会社橋田建設
代 表 者 名	代表取締役 堀 孝
主たる事務所の所在地	高知県幡多郡黒潮町蜷川4157
指 名 停 止 期 間	令和7年11月21日から令和8年2月20日まで（3月）
指 名 停 止 の 理 由	当町と有限会社橋田建設が契約締結した、がけくずれ住家防災対策事業（予防第5-5号）において変更契約を締結する目的で、配置していない交通誘導員を配置していると装うために虚偽の資料を提出したことが判明し、高知県から建設業法第28条に基づき、営業停止処分を受けたため。 ※該当条項 ・黒潮町建設工事指名停止等措置要領第1条 別表第2第19号（建設業法違反） ・同要領の取扱い第8項第11号2の（2） （営業停止処分）